

玄倉治山運搬路の歩行者を含めた通行止めについて(令和4年4月)

足柄上郡山北町玄倉(くろくら)地内の玄倉治山運搬路は、全線において岩盤の崩落、道路の消失、山側・沢からの土砂の流出などが発生しています。

このため、令和4年4月から、7号隧道から熊木ダムまで**歩行者を含めた通行止め**としています。

令和4年度から復旧のための調査設計を実施し、今後、工事を実施していきますので、ご理解とご協力のほど、お願いします。

※治山運搬路とは、溪床を安定させるための谷止工など、治山工事に必要な資材を搬入するために、開設された道路ですので、一般車両(二輪車、自転車含む)は常時、通行止めとなっています。(林道起点から通行止めです。)

